

# 平成23年度 教育方針

## はじめに

平成23年第1回栗東市議会定例会の開会にあたり、平成23年度の教育に関する方針を申し上げます。

近年、情報化や国際化が急速に進展し、また、少子化の加速と急激な高齢化の進行の中で、人口減少時代が到来し、家族形態や産業構造が変化するなど、社会や経済を支える基盤構造が大きく変わろうとしています。

さらに、最近の経済状況の悪化などにより、今後の社会生活環境は一層厳しさを増していくことが危惧されます。

このような社会状況の中で、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、基本的な生活習慣の未定着や規範意識の欠如、いじめ・不登校等への問題行動への対応など、子どもたちに関わる教育課題も山積しており、教育のあり方が大きく問われています。

これらの課題は、栗東の教育の課題と共通することではありますが、急激な人口の増加をはじめ都市化が進む中で、価値観の多様化とともに子育てに関する考えも多様化しています。このことから、幼児・児童・生徒の持つ特性や課題も多岐に亘り、対応や指導のあり方も難しくなっています。

このような状況を踏まえ、更なる創意工夫に努めるとともに、学校・家庭・地域の相互の連携協力を一層深め、子どもたちが育つ力を損なうことなく、確かな学力を身につけ、豊かな人間性や社会性を備え、自ら未来を切り拓いていくたくましさを身につけられるようにしなければなりません。

教育は、「人づくり」「まちづくり」「地域づくり」の基礎であり、第五次栗東市総合計画を踏まえ、新しい教育の方向を確認する中で、「栗東市民の学びはどうあるべきか」「栗東の子どもをどのように学ばせ、どのように育むか」、まちづくり・地域づくりの基本は『人づくり』であることから、将来を見据えた教育のあり方が問われます。

そこで、「まちづくり・地域づくりは人づくり」をキーワードに、「人が育ち、力を発揮できるまち」の具現化をめざし、変化の激しい時代、先行き不透明な時代にあっても、学校・家庭・地域の協働と互いの支援で「安全・安心のまち」「環境・

創出のまち」「愛着・交流のまち」を基盤に、「楽しさあふれる学校・園」「愛情あふれる家庭」「温かさあふれる地域」としての緊密な連携のもと、それぞれの教育機能を高め、その役割を果たしながら「自立した一人の人間」として、『心豊かに たくましく生きぬく 人材の育成』をめざして取り組みを進めます。

特に、今年度も教育の最重要施策として、「脳科学と教育」をキーワードに「くりちゃん元気いっぱい運動」（きらりフルチャレンジ、早ね・早おき・朝ごはん）を展開し、心も体も頭も元気いっぱい、笑顔いっぱい、「将来の夢に向かってきらり瞳輝く栗東の子ども」をめざします。

また、人と地域がともに輝く生涯学習を推進し、「いつまでも、学び続ける栗東市民」をめざします。

以上、平成23年度においては、栗東市の教育課題を直視しながら、次の三点を重要な柱として、『心豊かに たくましく生きぬく 人材の育成』をめざし、栗東市の教育の推進に努めます。

## 1 人権を尊重し、人が輝く人権教育の推進

市民一人ひとりが人権尊重の理念に徹し、学校、園及び社会教育等の各分野において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、その実践化に結びつくよう学習内容や手法に一層の工夫を加え、学校・家庭・地域等のそれぞれの場で人権尊重の精神を育み、誰もが住みよい人権文化がいきづくまちづくりに努めます。

## 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる教育の推進

21世紀を生きる未来ある子どもたちには、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、義務教育修了までに、「責任ある社会の一員として自立していくための基礎を育てる」ことが重要です。

そのためには、基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着は欠かすことができず、基礎、基本を身に付け、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間の育成をめざし、自ら学び、自ら考え判断する力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そして、たくましく生きるための心身ともに健やかな「体力の向上」を図るとともに、それを支える食育や道徳教育の充実、地域に根ざした多様な体験活動により「生きる力」の育成に努めます。

さらに、子ども、保護者、地域から信頼される学校づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を通じて、「地域で子どもを育てる環境づくり」に努めます。

### 3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

社会や経済の急激な変化に対応するため、市民すべてが生涯学び続け、教育の向上に取り組むことが重要となっています。そのため、人々は常に新しい知識や技術の習得を必要とする学びと、心の豊かさや生きがいのための学びを求めています。

これらの学習需要に応えることは、学習者の自己実現だけでなく、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義なことです。

このため、広く市民がライフステージに応じた学びができるよう、誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」取り組める学びの情報や場の提供、楽しく親しめるスポーツ活動の推進に努め、生涯にわたる学習活動を支援するため地域の社会教育を推進し、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりに努めます。

## 具体的な取り組み方針

### 1 人権の尊重

21世紀を人権の世紀にしていくため、差別のない、人権が尊重されたまちづくりをめざすと共に、「栗東市人権擁護都市宣言」や「栗東市人権擁護に関する条例」の具現化を図るため、人権・同和教育基本方針ならびに「第三次人権・同和教育推進5ヵ年計画」（輝く未来計画）に基づき、次の三点を最重要施策として、教育・啓発活動を推進します。

第一に「一人ひとりの人権感覚・人権意識の高揚」に努めます。

市民の人権問題に対する理解や認識の高まりをめざして、地区別懇談会や人権セミナーなどの各種研修会や、各校・園における人権・同和教育などの取り組みをより充実させるため、中学校区地域人権教育ネット事業を中心に関係団体と緊密に連携し、人権感覚や人権意識の一層の高揚を図ります。

第二に「一人ひとりを大切にできる実践的態度」の育成に努めます。

市民が、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるように人権・同和教育を通して、互いの違いを認め、互いを尊重し、助け合う態度の育成に

努めます。

第三に「人権尊重を基盤とした社会づくり」に努めます。

市民一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、人権が尊重された明るい社会の確立をめざすため、学校教育、社会教育、企業内同和教育啓発の充実に努め、人権が尊重された市民社会が形成されるようにします。

## 2 生涯学習の充実

市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学び、その学びの成果を自らの生活や仕事、地域のまちづくりに生かすことによって、心豊かでいきいきと自立した人生を築くとともに、互いに連携しながらさまざまな生活課題や地域課題の解決を図っていくことのできる「いつまでも、学び続ける栗東市民」をめざし、次の六点を最重要施策として推進します。

第一に「学習機会の提供」に努めます。

生涯学習のまちづくり拠点であるコミュニティセンターを中心として、はつらつ教養大学、生涯学習講座など社会教育事業を実施します。

第二に「学習情報の提供」に努めます。

学習支援センターを拠点として、生涯学習を進めるうえで、必要となる指導者と講師の情報を登録した生涯学習人材バンクや自主的な生涯学習活動団体などの情報を共有し、その活用を図ります。

第三に「家庭・地域の教育力の向上」に努めます。

地域の子どもたちを地域で育てるため、社会教育の重点事業の一環として「子育て」講座等の開催や、地域等で実施される関連事業について支援をすることにより、家庭教育への支援、地域の教育力向上に努めます。

第四に「子どもの読書活動の推進」に努めます。

「子ども読書活動推進計画」に基づき、関係する各部署が連携し、子どもがあらゆる機会や場において、楽しく読書活動が行える環境づくりをめざします。

第五に「きらりフルチャレンジ」の取り組みを促進します。

脳科学と教育をキーワードに、市民へのきらりフルチャレンジ「くりちゃん検定」への取り組みを進めます。

第六に「生涯学習関連施設の利用促進」に努めます。

図書館は、一人ひとりの市民が本に親しみ、資料や情報を活用しながら自ら学ぶ

ことを支援します。そのために、市民の求める資料や情報を収集するとともに、「雑誌スポンサー制度」を導入し、市民の参加と協働を得ながら、誰もが気軽に読書や調べものができるようにします。

また、読書案内と予約サービスに力を注いで、読みたい本に出会えるようにするとともに、調査や研究への援助に努めます。

さらに、デジ録音図書の活用を通して、高齢者や障がい者への図書館サービスの充実を図るとともに、すべての小学1年生への「おはなし会」をはじめ、子どもたちに良い読書環境を提供するため、保育園、幼稚園、幼児園、小・中学校やボランティア団体・関係機関とも連携します。

自然観察の森は、自然に触れ、自然の大切さを学ぶ生涯学習の拠点として幅広く活用されるよう努めます。

そのために、自然体験を通して自然と人との関わり方について学べるイベントを、関係機関、団体と連携を密にしながら実施します。

また、市内保育園、幼稚園、幼児園の園児を対象とした自然体験学習の場を提供し自然に親しみ、自然を大切にすること意識の芽生えを育みます。

小学校においては、生活科の学習の一環として、自然の中での動植物の学習や、四季折々の自然の変化などを学習する環境学習の場として取り組みます。

自然体験学習センターは、森林環境学習「やまのこ」事業を始めとする自然体験学習を通じて青少年の健全育成を図るとともに、市民の学習活動の場として有効活用されるよう努めます。

### 3 就学前教育の充実

就学前においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、将来の粟東を担う乳幼児の心身の健全な育成を図るため、0歳児から就学前までの乳幼児を、保育園、幼稚園のそれぞれの機能を生かしながら「すくすく育つりっとう子保育教育課程」に基づいた保育で「自立」の基礎である「生きる力の育成」に努めます。とりわけ、乳幼児期に重要な基本的な生活習慣の確立や特別支援教育の推進および生活リズムの定着化を図るとともに、家庭・地域・園がそれぞれの役割を認識し、三者が連携を密にして、保育・教育環境や子育て支援の充実に努めます。

また、教育研究所においては、職員の資質向上に向けて初任者研修や巡回指導等の実施に努めます。

そして、就学前保育・教育の充実をめざし、次の五点を最重要施策として推進します。

第一に「あそびの充実」に努めます。

乳幼児は、生活やあそびといった直接的・具体的な体験を通して自分の思いを伝えたり、共感し合ったりしながら共に考え主体的に判断する力を育成していきます。そこで、発達に必要な経験を自ら獲得できるように環境を構成し、場面に応じた適切な援助をしながら、知的諸能力の発達を支援します。

このため、発達の特性や学びの連続性を踏まえた保育の計画と実践、「心が動く」「学ぶ楽しさがある」保育の展開、保育・教育内容や方法の相互理解を深め、小学校への円滑な接続を図ります。

第二に「心豊かな子の育成」に努めます。

人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力は、多様で豊かな生活の中で感動や体験を共有して、相手を思いやる気持ちや成長・発達と共に望ましい態度や行動をとることなどができるよう、保育者自らが子どもと共に周りの環境（自然的・社会的）に積極的にかかわり、様々な事象に感動したり興味関心を示したり、不思議に感じたり疑問を抱いたりしながら、子どもの興味や関心を引き出し、十分なかかわりの中で道徳的心情や態度を育み、社会生活における望ましい習慣や態度を育むことに取り組みます。

第三に「心身ともに健やかな子の育成および食育の推進」に努めます。

乳幼児は心と体を十分に働かせる活動によって、健やかに育ちます。

保育者や他の乳幼児とのさまざまな活動や全身を働かせる活動により、充実感や満足感を味わわせ、心身の健康と運動機能の発達を支援します。

また、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向けて、子どもが生活や遊びの中で意欲を持って食にかかわる体験を重ね、食べることを楽しむとともに食材や調理する人たちへの感謝の気持ちが育つよう適切な援助を行い、食育の推進を図ります。

第四に「特別支援教育の推進」に努めます。

これまでの障がい児教育の対象だけでなく、特別な支援を必要とする乳幼児が増えてきていることから、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上の困難を改善するため、適切な指導および必要な支援を行うことが求められています。

このことから、発達障がいを含む障がいのある幼児の実態把握や支援方策の検討等を行う園内委員会を充実し、早期発見・早期支援に努めるとともに、コーディネーターを中心に発達支援室等関係諸機関との連携を図りながら、特別支援教育相談員による巡回指導や教育相談を実施し、個別の指導計画を作成し、効果的な支援に努めます。

第五に「子育て支援の充実」に努めます。

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、教育の原点でもあります。家庭は子どもの健やかな成長にとって最も重要であることから、子育て力の向上は喫緊の課題です。家庭において子育てに喜びや楽しみを感じるためには、子育てに伴う不安や負担感の解消が重要であり、多様化する保育ニーズへの対応とともに、保護者が共に学び交流する場づくりなどの取り組みを進め、園生活と家庭生活の連続性を踏まえた保育・教育環境と機能強化を推進します。

#### 4 学校教育の充実

学校では、校長のリーダーシップの下に教職員が一致協力する組織的な学校経営によって自主性と自律性を確立する中で、「創意工夫に満ちた特色ある学校づくり」ならびに「自立の基礎」である「生きる力」の育成を柱とした教育を進め、学校課題への適切な対応を図ります。

また、学校教育目標の達成度の学校評価を通して、教育活動の改善を図るとともに、評価結果を学校協議会などや保護者、地域住民へ公表して学校の説明責任を果たすなど「信頼される学校づくり」に努めます。

一方、本市では今後も市内の児童・生徒増が予想されることから、その動向を把握し、特に栗東西中学校については、生徒数が1,000人を超える過大規模校となる可能性があるため、学区編成審議会の答申を踏まえ、関係者等と協議を行いながら対応をまいります。耐震化がほぼ完了した市内学校施設については、今後建築年度の早い施設から年次的に老朽化の解消を行うとともに、空調機器の導入に向けた調査を行い、新しい時代に適応した安全な施設整備に努めます。

教育研究所では、校内における授業研究や学級経営などの専門性や指導力の向上を図り、確かな学力の定着や人材育成のシステムなどの調査研究、校種間の円滑な接続と連携の強化に取り組み、また研修講座や校・園訪問などを通して、教職員の指導力と資質の向上を図ります。

そして、義務教育の質を保証するため、次の六点を最重要施策として推進します。

第一に「確かな学力の向上」に努めます。

脳の活性化をめざす「読み・書き・計算」の徹底と基礎的・基本的な学習内容の繰り返し学習を通して、「学習習慣の定着」に向けて取り組みます。また、「きらりフルチャレンジ〜くりちゃん検定〜」を小中学校の全学年で実施し、自主的・意欲的なチャレンジ精神の育成に努めます。さらに、学生サポーター等による複数指導や少人数指導などによる「きめ細やかな指導の充実」を図ります。

第二に「道徳教育の充実」に努めます。

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、生命に対する畏敬の念や他人を思いやる心、規範意識などの育成を図るため、各学区の地域性を生かし、各学校の創意工夫と特色を生かした児童生徒の心に響く道徳教育の充実に努めます。

また、学校生活はもとより家庭や地域での生活においても、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験・職場体験などの豊かな活動を通して、道徳的実践力の育成を図ります。

第三に「健康増進・体力の向上」とともに「食育の推進」に努めます。

家庭との連携を図り、「早ね・早おき・朝ごはん」など「基本的な生活習慣の定着」に向けての取り組みを継続します。

また、子どもたちの体力の低下などの課題に対応し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむための基礎を培う学校体育の充実に努めます。

さらに、子どもたち一人ひとりが健康で充実した生活を送るため、規則正しい食習慣を身につけることが重要であることから、学校給食を通して、食生活と健康増進・食に対する感謝の気持ちやマナーなど、健康教育に積極的に取り組むとともに、安全で衛生的かつ安心できる給食を提供し、食育の充実に努めます。

第四に「人権・同和教育の充実」に努めます。

人権・同和教育は、「全教育活動の土台となるもの」という認識のもと、すべての教育活動を通して、人権尊重の精神に立った学校づくりに努めます。

また、子どもを多面的にとらえ、保護者との信頼関係を築いていくためにも家庭訪問や訪宅指導を大切にするとともに、学校訪問を通し一人ひとりが自分の人間性を高め同和問題が「自分ごと」となるよう研修の充実に努めます。

第五に「児童生徒支援の充実」に努めます。

さまざまな背景や要因から不安や悩み、ストレスなどを持つ児童生徒や児童生徒

間のトラブルや不登校児童生徒も依然として多く憂慮される状況であります。

そこで、不登校をはじめ、いじめなどの諸課題の解決のため「児童生徒支援室」を充実し、子ども支援成長教室や教育相談室をはじめ、スクールカウンセラーによる巡回指導などを総合的にコーディネートしながら、各校の児童生徒支援体制と一体となった支援の充実に努めます。問題行動や児童虐待への対応についても関係機関との連携を密にしながら児童生徒への支援の充実と効率的な運用に努めます。

第六に「特別支援教育の充実」に努めます。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する適切な指導および支援を行うため、児童生徒の実態把握、特別支援教育支援員の配置や巡回相談の実施、校内体制の確立、特別支援学級への支援の充実、授業の改善の推進等、更なる支援の充実に努めます。

また、特別支援教育を総合的に推進するため、発達支援室等の関係機関と連携を密にしながら効率的で一貫した支援の充実に努めます。

## 5 青少年の育成

次代を担う青少年の育成は、社会全体の責務であり、青少年が心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。このため「栗東市青少年問題協議会の提言」の具現化をめざし、次の三点を最重要施策として推進します。

第一に「家庭教育の充実」に努めます。

家庭において、子どもたちに基本的な生活習慣やたくましく「生きる力」を身につけさせることが大切です。その支援として、関係機関との連携により家庭教育に関する学習機会・情報の提供を推進します。

第二に「地域で子どもを育てる環境づくり」に努めます。

地域コミュニティを基礎とした青少年の多様な活動の場づくりとして、放課後子ども教室推進事業などを推進し、「心も体も頭も元気いっぱい、笑顔いっぱい」の、栗東の子どもが育つよう地域への広がりをめざし、支援します。

第三に「青少年の非行防止・健全育成」に努めます。

青少年の非行防止、健全育成および子どもの安全確保を総合的かつ効果的に行うため、栗東市少年センターを中心に関係機関・団体との連携の充実により、街頭補導（パトロール）、相談活動、無職少年対策指導、有害環境浄化活動、啓発活動を推進します。

## 6 生涯スポーツの推進

生涯にわたって心身ともに充実し、健康で心豊かな生活を送るために、年齢、体力、技術、興味や目的に応じて、さまざまなスポーツを楽しめる環境・条件を整備し、生涯スポーツが身近なものとなるよう、次の三点を最重要施策として推進します。

第一に「生涯スポーツの普及」に努めます。

「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを気軽に楽しむことができるよう、関係団体などと連携を図りながら市民ニーズに応じた軽スポーツ・生涯スポーツの普及を推進します。

第二に「スポーツ施設管理の充実」に努めます。

市民の多様なニーズに応じた適切な施設管理を行い、利用者の利便性の向上に努めるなどスポーツを楽しめる環境を充実します。

第三に「生涯スポーツ推進体制の強化」に努めます。

子どもからお年寄りまで一人でも多くの方が自分の健康に関心を持ち、健康増進と体力向上のため、進んでスポーツに取り組めるよう総合型地域スポーツクラブの活動定着化の促進を行います。

また、スポーツ団体の主体的活動の支援を行うとともに、わかりやすく、親しみやすい推進体制の整備のため、社団法人栗東市体育協会と財団法人栗東市文化体育振興事業団の組織の一元化に向けて取り組みを進めます。

## 7 市民文化や芸術活動の振興の充実

芸術・文化活動に市民の誰もが参画できる機会の提供と、自主的な活動のため組織を充実し、「栗東文化芸術基本計画」の理念に基づき次の二点を最重要施策として推進します。

第一に「文化芸術に親しむ環境づくり」に努めます。

栗東芸術文化会館さきらを軸に、「まちづくり、ひとづくり」の拠点施設として市民参画の文化事業を推進します。また、各種関係団体による文化芸術の振興に努めるとともに、市民が参加しやすい環境づくりに努めます。

第二に「文化祭・美術展・音楽祭活動等の支援」を行います。

個々の市民が今日まで培ってきた能力や練習の成果を発表する場として展覧会や

発表会等を開催することで、各種文化団体の支援と共に市民参加による活動を促進します。

## 8 文化遺産の保護・活用

市民共有の財産である文化遺産が生活の中で活用され、大切に守り伝えられることにより、地域資源として、これからのまちづくりにも活かされるよう次の四点を最重要施策として推進します。

第一に「文化財指定制度の推進と指定文化財の保存」に努めます。

郷土の歴史を正しく理解する上で欠くことのできない文化財については指定し、所有者などがおこなう保存と活用を支援します。また重要文化財をはじめとする指定文化財やそれらを収蔵する施設との連携を深め、防災・防犯に対する意識の高揚と設備の充実を図ります。

第二に「埋蔵文化財保護の推進」に努めます。

適正で円滑な埋蔵文化財調査を実施することにより、埋蔵文化財の状況把握に努めるとともに、遺跡の適切な保存をおこないます。

第三に「文化財の公開と普及啓発」に努めます。

文化財の公開の促進を図るとともに、埋蔵文化財を活かした学習機会の提供と情報の発信に努めます。また関係機関と連携した文化遺産の周知及び情報発信を進めます。

第四に「歴史民俗博物館の充実」に努めます。

歴史民俗博物館は、地域の優れた歴史文化遺産を市民の共通遺産として受け継ぎ、次の世代へと伝えていくため、地域にかかわる資料の収集・保存・調査を進め、栗東の歴史と文化にふれる展示の充実に努めます。

また、市民とともに楽しみ、活動する博物館として、市民学芸員の自主的な学習支援の充実を図るとともに、児童生徒等が地域の資料に親しみ、地域文化の継承を図るため、博物館教室「昔の暮らし」や「かまどめしを炊こう」などの事業を充実します。

以上、本方針で述べました施策に基づく事業は、目標管理によって所期の成果が得られるよう努めます。どうか、ご理解とご協力をお願い申しあげ、平成23年度の教育方針といたします。